

「取引調査に関する基本指針」の一部改正 新旧対照表

(現行)	(改正後)
取引調査に関する基本指針	取引調査に関する基本指針
I. (略)	I. (略)
II. 取引調査の実施手続等	II. 取引調査の実施手続等
1. 調査の実施	1. 調査の実施
金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3 <u>又は第 175 条</u> に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。	金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、 <u>第 175 条又は第 175 条の 2</u> に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。
2. ～ 5. (略)	2. ～ 5. (略)
III. ～ VI. (略)	III. ～ VI. (略)
VII. 施行日	VII. 施行日
本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。	本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。
	<u>(改正)</u>
	<u>本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。</u>